

令和2年生駒市議会（第7回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

令和2年9月2日

生 駒 市

令和 2 年 生 駒 市 議 会 （ 第 7 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

（ 追 送 分 ）

議案番号	議 案 名	頁
報告第 9 号	令和元年度生駒市水道事業会計継続費精算報告書	1
報告第 10 号	令和元年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	2～4
報告第 11 号	令和元年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	5～7
議案第 68 号	令和元年度生駒市一般会計決算の認定について	8
議案第 69 号	令和元年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	9
議案第 70 号	令和元年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	10
議案第 71 号	令和元年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	11
議案第 72 号	令和元年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	12
議案第 73 号	令和元年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	13
議案第 74 号	令和元年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	14
議案第 75 号	令和元年度生駒市病院事業会計決算の認定について	15

令和元年度 生駒市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	支払義務 発生額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳 損益勘定留保資金
			30	円 90,000,000	円 90,000,000	円 0	円 0	円 90,000,000	円 90,000,000
資本的支出	建設改良費	配水場 電気設備 更新事業	元	50,000,000	50,000,000	94,109,040	94,109,040	△ 44,109,040	△ 44,109,040
			計	140,000,000	140,000,000	94,109,040	94,109,040	45,890,960	45,890,960

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和元年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.25)	— (17.25)	4.6 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 4 2 号
令和2年8月17日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平松 亜 矢 子
生駒市監査委員 白 本 和 久

令和元年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による令和元年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

令和元年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

第2 審査の期間

令和2年7月27日から令和2年8月17日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位：%)

比率名	令和元年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.25
連結実質赤字比率	—	17.25
実質公債費比率	4.6	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

令和元年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 4 3 号
令和2年8月17日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平松 亜 矢 子
生駒市監査委員 白 本 和 久

令和元年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による令和元年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

令和元年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

第2 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月17日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位:%)

特別会計の名称	令和元年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 68 号

令和元年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 69 号

令和元年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 70 号

令和元年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 71 号

令和元年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 72 号

令和元年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 73 号

令和元年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 74 号

令和元年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和元年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおりに処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和元年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 75 号

令和元年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史